

農 林 物 資 規 格 調 査 会 部 会

農林水産省食料産業局食品製造課

農林物資規格調査会部会

日時：平成28年4月6日（水）

会場：農林水産省第2特別会議室

時間：14：59～15：49

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食品製造課長挨拶

3. 議 題

（1）そしゃく配慮食品（仮称）の日本農林規格の制定の案について

（2）その他

4. 閉 会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 前回の部会案からの変更等

農林物資規格調査会部会委員名簿

【農林物資規格調査会委員】

秋 山 ゆかり	消費者（公募委員）
小 倉 寿 子	一般社団法人全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
高 増 雅 子	日本女子大学家政学部家政経済学科 教授
夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会 幹事
村 瀬 和 良	一般財団法人食品産業センター 参与
森 光 康次郎	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科 教授
山 根 香 織	主婦連合会 参与

【農林物資規格調査会専門委員】

因 利 恵	日本ホームヘルパー協会 会長
菊 谷 武	日本歯科大学 教授 口腔リハビリテーション多摩クリニック 院長
吉 良 厚 子	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事
葛 谷 雅 文	名古屋大学未来社会創造機構 教授
黒 田 賢	株式会社ヘルシーネットワーク 代表取締役
神 山 かおる	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 食品研究部門食品健康機能研究領域 食品物理機能ユニット ユニット長
藤 谷 順 子	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院 リハビリテーション科医長
森 佳 光	日本介護食品協議会 会長 (キューピー株式会社広報・CSR本部本部長)

(五十音順、敬称略)

午後 2 時 5 9 分 開会

○高崎規格専門官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから農林物資規格調査会の部会を開催させていただきたいと思います。

本日は委員の皆様方、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、部会委員15名いらっしゃいますけれども、12名のご出席をいただいているところでございます。本日は、専門委員の吉良委員、葛谷委員、黒田委員の3名につきましては所用によりご欠席となっております。

なお、本部会につきましては、農林物資規格調査会運営規程第6条第1項の規定に基づきまして公開となっております。本日の議事内容につきましても、ご発言いただいた方々のお名前を明記した上、後日、農林水産省のホームページで公表いたします。その点、ご了承をよろしくお願いいたします。

また、事前に本日の傍聴を希望される方を募っております。公募いたしましたところ、35名の応募がございまして、本日傍聴されているというところでございます。

それでは、前回に引き続きまして、調査会の運営規定に基づき森光部会長に議事の進行をお願いしたいと思います。森光先生、よろしくお願いいたします。

○森光部会長 どうも、森光でございます。前回に引き続き、よろしくお願い申し上げます。委員の皆様には、円滑な議事進行に何とぞご協力をお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、まず初めに神井食品製造課長からご挨拶をお願いいたします。

○神井食品製造課長 皆様こんにちは。食品製造課長の神井でございます。

このたびはまた、年度初めで大変お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日は介護食品のJAS規格についてご議論いただくわけですが、2月末に第1回のご議論をいただいて、2回目でございます。

前回の部会では、委員の皆様方からJAS規格の制定案についてさまざまなご意見、ご指摘をいただいたところでございます。事務局といたしましては、いただいたご意見、ご指摘を踏まえて、JAS規格が利用者の方々にわかりやすいか、商品選択に手助けになるかどうかという観点、また事業者の皆さんにとって過度の負担にならないか、マーケットに混乱を来さないように動かせるかどうかという観点から、考え方、対応案を整理させていただいたところでございます。

本日、その整理させていただいた対応案をご覧いただいて、JAS規格の制定案におおむね

ご了解をいただきましたら、国民の皆様方からご意見を伺うパブリックコメントのプロセスに進む、という運びにさせていただければと考えております。

JASマークがついた介護食品が1日も早く多くの利用者の皆様の手に届いて、スマイルケア食という愛称、これも含めて広く普及していくように進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ前回同様、活発なご審議をよろしくお願いいたします。

○森光部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、事務局からお手元にあります資料のご確認をお願いいたします。

○高崎規格専門官 それでは、すみません、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。本日お配りしてある資料でございますが、まず議事次第でございます。それから資料1として、この部会委員の名簿。資料2として、前回の部会案からの変更等というもの、これはA4横のワポの資料でございます。あわせて机上配付資料として、そしゃく配慮食品（仮称）の日本農林規格（案）というものを委員の皆様の机の上にはお配りしてございます。

資料に過不足があるようでしたら、事務局までお伝えいただければと思います。よろしいでしょうか。

○森光部会長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入ります。これもあわせまして事務局のほうから資料のほう、ご説明をお願いいたします。

○牟田食品製造課課長補佐 それでは、前回の部会案からの変更等についてということで、資料2及び机上配付資料によりご説明したいと思います。

まず、資料2の1ページ目をお開きください。

左欄、ご意見でございますが、歯ぐきでつぶせる食品の固さの基準では評価できないのではないかとこのところでございます。

真ん中の欄、事務局としましては、「歯ぐきでつぶせる程度」にかわる基準としましては、ア「弱い力でかめる」のでは抽象的で不適當。イ「舌と口蓋の間で押しつぶせる」に倣うと口腔内のパーツが限られているため困難であるため、「弱い力でかめる」を具体化しまして、弱い力でかめる食品の固さと舌でつぶせる食品の固さの中間の固さを表現することと考えました。

右の欄の対応でございますが、ア、弱い力でかめる食品の固さを「容易にかみ切り、かみ砕き、またはすりつぶせる程度のもの（適度なかみごたえを有するものに限る）」としまして、これに伴いまして、「弱い力でかめる食品」を「容易にかめる食品」に修正いたしました。

イとしまして、歯ぐきでつぶせる食品の固さの基準を、「容易にかめる食品と舌でつぶせる

食品の中間程度のもの」と修正いたしました。

ウとしまして、官能評価のばらつきを少なくするため、固さの目安を登録認定機関への通知等により周知すること。

エとしまして、官能評価の根拠について、固さの基準を消費者からの問い合わせに対応できるよう規格に規定いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

ご意見としまして、1つ目の丸は「歯ぐきでつぶせる」用語について検討すべきと。2つ目の丸につきましては、固さの程度を情報提供することが重要と。3つ目の丸につきましては、乳児用と誤解するおそれがあるということでございました。

事務局としましては、ア、区分の用語は、そしゃくの態様をあらわす用語を用いて固さの段階を表現しているもの。

イとしまして、乳児用と誤解される可能性が高くない理由としまして2点ございます。1点目につきましては、乳児用は食品表示基準により「乳児用規格適用食品」の表示義務があること。それから、2点目につきましては、そしゃく配慮食品のJAS品は、乳児用の包装デザインとは異なるとともに、スマイルケア食の黄色マークが表示されると考えている次第でございます。つきましては乳児用と誤解して購入する可能性は高くないんじゃないかと思われます。

ただし、区分に該当する根拠、これにつきましては消費者が認識することが重要と考えております。

対応としまして、ア、区分の用語は固さの程度を代表するネーミングとしてそのまま使用したいと思います。

イとしまして、区分の根拠がわかるよう事業者がオープンにした上、問い合わせに対応できるよう規格に規定いたしました。

続きまして、3ページ目をお開きください。

ご意見としまして、製品ごとに固形量や水分のばらつきが大きいと、規定すべきということでございました。

事務局としましては、ア、食品表示基準におきまして内容量の表示が義務づけられており、品目特性に応じて、内容量にかえて固形量及び内容総量が表示されるということになります。

イとしまして、そしゃく配慮食品につきましても品目ごとに特性に応じて食品表示基準で規定されることとなります。

ウとしまして、多様な品目を含みますそしゃく配慮食品について、一律の基準を設けること

は不適當と考えます。

よって、対応としましては、案のとおりというふうにしたいと考えております。

続きまして、4 ページ目をお開きください。

ご意見としまして、かむことは重要であり、「かまなくてよい」の用語がひとり歩きしないよう、スマイルケア食を普及してほしいということでございました。

事務局としましては、ア、用語は2 ページ目のほうでご説明いたしましたとおり、固さの段階を表現しているもの。

イとしまして、実際には医師や管理栄養士等、専門家の指導が重要と考えております。

対応としまして、ア、スマイルケア食の普及に当たりましては、専門家との連携を進め、啓発していきたいというふうに考えております。

イとしまして、専門家の皆様に当たりまして、積極的に普及していただければと考えている次第でございます。

それから、5 ページ目をお開きください。定義の見直しということになります。

左の欄でございますが、前回では、「そしゃく機能の問題に対応し、容易にそしゃくできるよう固さを調整した加工食品」と定義しておりました。

真ん中の欄のとおり、アとしまして、豆腐のようなもともとやわらかい特性を持つ加工食品が含まれるか不明確でありまして、イとしまして、対応の意味、これが不明確であることから、用途と範囲を明確化することとして、右の欄でございます、見直し案としまして、「高齢者、障がい者等のうち、そしゃく力の弱い者が摂食しやすい性状、固さ、その他の品質を備えた加工食品をいう」といたしました。

続きまして、6 ページ目をお開きください。

以上、説明しました点を J A S 規格の概要として取りまとめたものでございます。赤字の箇所が変更箇所となります。そしゃく配慮食品の定義、容易にかめる食品と歯ぐきでつぶせる食品の固さ、あわせて、固さについて消費者に伝達されること、容易にかめる食品の用語、これらにつきまして変更してございます。

引き続きまして、机上配付資料のほうをお開きください。

1 ページ目、現時点の J A S 規格ということになります。前回からの変更箇所を下線としてございます。今まで説明した以外につきまして、前回ご意見をいただいたとおり、変わったところとしまして、容易にかめる食品から、かまなくてよい食品の順番に、規格の順番をご指摘のとおり変えたというところでございます。

また、第3条を見ていただけますでしょうか。品質のほうの「摂食時」というところに下線が引かれているかと思いますが、これは前回では「調理後」というふうにしてございました。ただ、調理しない食品というものもありますので、摂食する際の状態という意味で変更してございます。これは、容易にかめる食品から、かまなくてよい食品まで、全て共通して変更しているというところでございます。

資料の説明は以上になります。

○森光部会長　ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明、特にその対応案が最終的なこのJAS規格の案にもつながっておりますので、ご意見等、またご質問等がありましたら、委員の皆様からよろしくお願いいたします。

神山先生、お願いいたします。

○神山委員　農研機構の神山です。「容易にかめる食品」というふうに今回変えるということですが、もとは「弱い力でかめる」でしたか。容易にかめる対象者が誰なので変るので、かなり曖昧ではないかと私は思っております。

例えば健常な方でしたら、これらの食品は当然、全部容易にかめるわけですが、例えば舌でつぶせる食品ぐらいしか食べられない能力の方であれば、ここで言っている容易にかめる食品は、かめないということになるわけです。この表現ですと人によって容易か容易じゃないかというのは変わってくるような気がするので、むしろ区分できなくなるのではないかと思います。

○森光部会長　対象者の問題ですね。イメージでということ。

○牟田食品製造課課長補佐　重複になるかもしれませんが、対象者としましては、JAS規格のそしゃく配慮食品の定義自体を変更してございまして、高齢者、障がい者、こういった方々のうち、そしゃく力の弱い方を一応ターゲットとしているということになります。

○森光部会長　いかがでしょうか、今の件に関して。

森さん、お願いいたします。

○森委員　介護食品協議会の森と申します。今のご意見に関してですけれども、確かにこのJASの規格の中で表現をしていくのは、これ以上の説明は難しいところがありますので、例えばスマイルケア食の選び方のアルゴリズムでも表現されているような、より具体的に、あるいは、医師あるいは医療従事者の方々が一般の方々にわかりやすい説明の文言として補完をしていただくのであるならば、私はJASの規格そのものとしては今の表現でいいのではないのかと考えております。

○森光部会長 森さんの考えでは、そうすると、事業者または医療従事関係の方ではまず間違えることはないであろうと。

○森委員 このJASに盛り込む文言としましては問題はないと考えます。

○森光部会長 あとは皆さんお気づきだと思いますが、区分も前回、やわらかいところから固いところを、今度はちゃんとほかと合わせて固いほうからやわらかいほうへ行っていると。一般の方が見て、今の点に関して間違いそうでなく、文言もかめるとかめないは両サイドに置いて、つぶせる、つぶせないを置いているので、その4つを聞いたときに、変な話ですけれども、固い順に並べてみなさいというと、一番上に確かに「容易にかめる」が来そうな気はしますね。

そのほか、この件に関して、また、そのほかの件に関していかがでしょうか。

○神山委員 もう一ついいでしょうか。

○森光部会長 お願いいたします。

○神山委員 やはり同じところで、そしゃく力の弱い者という言い方がありますね。このそしゃく力といった場合に、本当に力というんですか、物理的にどのぐらいの力を出せるという意味に使う場合と、能力という意味で使う場合という、一般の用語としてとったときに、2通りに使われるかなと私は思うんですね。

2年くらい前から介護食品について議論してきましたが、その中で、「力」を人間の生きていくための力のような意味で使ってはどうかという意見もありました。この言葉が適当なのかどうか、機能とか、ほかの言い方のほうがいいかどうか、一般の方が見てどうなのかというのは私にはちょっとその意見はわからないんですが、もう少し検討してもよいのではないかと思います。

○森光部会長 そしゃく力という言葉のイメージ、使い方に関してです。あわせてこのJASの規格の今、仮称のままではありますが、そしゃく配慮食品という形で進んでおりますが、これに関しても、もしご意見が今の点にあわせましてありましたら、よろしくをお願いいたします。

藤谷先生、いかがでしょう。この辺に関して何か。

○藤谷委員 もともとそしゃくというのが何かということで、そしゃく学会ですらも、そしゃくは広義のそしゃくと狭義のそしゃくがあるみたいなことを書いているので、そしゃく自体の定義はかなり難しいです。

でも、さっき神山先生のおっしゃるように、そしゃく「力」と「力」がつくとかなりパワー、歯そのものの咬断力みたいなものに消費者の方のイメージがかたまるとはあります。実は物を動かしてかむというような口全体の機能が要るんですが、噛み切る力だけという印象が強

くなりそうな気がします。

あと、さっきからずっと考えているのは、容易にかめる食品のほうには「適度なかみごたえを有するものに限る」という、「あまりやわらか過ぎるものはここには入らないんだよ」みたいな文言がはいっています。これが入っているのは正しいと思うんですね。やわらか過ぎないほうがもちろん食べる喜びがありますし。ただ、そのような除外的な文言がここにだけ入っていて、例えばかまなくてよい食品の中にドリンクするものが入らないように、どうやってとめているのかなと思います。業者さん向けの数値の定義ではどこかでとめていると思うんですけども。

○森光部会長 お願いします。

○牟田食品製造課課長補佐 適度なかみごたえを有するということは、やはり容易にかめる食品のところの下限をあらわすところとしています。それから、その下のいわゆる舌でつぶせる食品のところというのは、舌と口蓋でということではあるんですが、その間というのを表現するのがなかなか難しいので、その固さの中間ということで置いたという次第であります。

具体的に事業者や認定機関につきましては、対応①の対応のウにも書いたんですけども、固さの目安となるようなものを食品群としまして、スマイルケア食の選び方のところで絹ごし豆腐とか、焼き豆腐とか、そういったものが書かれているかと思いますが、そういった食品群を例示して、登録認定機関にお示しする等理解して運用していただくというようなことを考えている次第でございます。

○森光部会長 いかがでしょうか。

この定義をもとにしてJASがこれで、その具体例はもう少し先ですが、何か大きな不備が見られるかどうかということで、業者さんの側、また消費者の側が混乱するような大きなポイントがなければ。

山根先生、お願いします。

○山根委員 どこからでもよろしいですか。すみません。前回欠席で申しわけありませんでした。ということもあって、よくわかっていないので質問なんです。実際の摂食に当たっては医師や管理栄養士等の指導が重要だということで、専門家からも積極的な発信をということで、そのとおりだと思うんですが、そういう摂食に当たっては医師等から指導を受けることが望ましいというような表示をさせるのかどうかということをお聞きしたいということと、あと、離水というのがちょっと私はわかりにくいんですけども、ゲル状のものにあつては著しい離水がないということを基準とするようなんですが、これは今回、飲み込みやすさのようなものは

観点としないということと関係するのでしょうか。水分量とかそのあたり、ゲル状ということに定義があるのかどうかもよく知らないんですけれども、ちょっと教えていただければと思います。

○牟田食品製造課課長補佐 基本的にこの規格というのは、かむことに問題があるところを対象としていまして、飲み込みというのは一応考えていないというところなんです。ただ、JASで規定する著しい離水がないというのは、やはりある程度かんだ後に普通に飲み込めるというか、中に入っていけるというような意味合いで入れていると。付着性や凝集性についても適度であることということで、入れているという次第でございます。

○高崎規格専門官 すみません、離水の点について申し上げますと、前回1回目の部会の中で、JASの規格を制定するに当たっての考え方で、今現在ほかの民間基準とかいろいろ基準があると。そういった基準も踏まえつつJASの規格というのをつくっていきましょうという方向性がありました。

実際、その民間基準の中で、学会分類基準とか、そういったものの中で、その固さの程度に応じて、JASで言うこの区分のものについては著しい離水がないとか、そういった基準のものがありましたので、JASもそのところは踏襲しましょうという、そういったことでございます。

それから、専門家の指導に関する表示についてJASの規格の中で表示基準として置くのかということについて言えば、今回はこのJASの規格の中では定めておりません。結局、JASの規格、JASマークがついたもの、実際これはスマイルケアの運動、活動とセットになって、今後、黄色のマークとセットで市販されるということが想定されるんですけれども、その中で実際に自分の体に応じて一般の在宅の方が使われる場合もありますし、そうでない場合もあると。いろいろなケースがある中で、必ずその指導を受けるという表示を規格の中に置くのはちょっといかがなものかというようなところもあり、今回この規格の中では置いていないというところでございます。

○神井食品製造課長 若干の補足をさせていただきますと、今回の規格の対象の食品について検討をしてきたプロセスでは、農水省でスマイルケア食を普及していこうという会議として、専門家の方々にたくさんお集まりいただいております。本日ご参加いただいている委員のおよそ半数もそういった方々です。そういった専門家の皆様のお力を借りて普及活動として、きちんとご理解を得ていただけるような働きかけも進めていきたいという私どもの考えをここでは書かせていただいております。そういう意味ではJAS規格の外の話になるんですけれども、

普及をさらに進めていければと思っております、専門家の皆様に発信をお願いするようなことも並行していくことで、この問題は乗り越えられるんでないだろうかということで書かせていただいております。

○森光部会長 多分、事前に皆さん、委員の方にはこういう資料をいただいている、多分これにかなり倣っているところがあり、そういう意味でいけばスマイルケアの委員会の方、専門の方たちで既に話されているとおり、先ほどありました、要は製品をつくる側の話になりますので、J A Sの商品を出していくという中で恐らく協力しながら、またそういった意味で広報も続けながらやっていく中で、この段階区分に関しては、恐らくさっきの液状をどうコントロールするかもやはりちゃんとここに実際には物性値みたいなものをこちらのほうでは、ユニバーサルデザインフードのほうでは書かれているので、こういったものを例証しながらいけばそういったところを区分できるであろうと。そこにおいて業者間でとてつもなく違った商品が世の中に出てきて、買ってから驚くようなことはないであろうということをまずは指示というか、そのためにJ A Sの規格をつくるという方向でという一応認識でありますということです。

○藤谷委員 もう一ついいですか。

○森光部会長 お願いいたします。

○藤谷委員 そういう意味で言えば、どれがどこまで消費者の目にとまることを想定したものなのかわかりません。例えばこっち（机上配布資料）はそんなに消費者のほうには行かないにしても、例えばこれ（6という資料）が消費者のほうに行くぐらいのイメージでいいですか。

というときに、この「食品としての形状を有している」というのは、これはやや固形のものであるという意味なんですか。「食品としての形状」といえばここで挙げているのは全て食べられるものなので、あえて挙げているのは、「固形っぽい」ということですか。その下の「かまなくてよい」は、例えば器に入れたらべったりとなって立体的に盛り上がらない、というイメージなんですか、この食品としての形状を有しているという言葉の指しているのは。

○牟田食品製造課課長補佐 こちらは、以前アンケートをとったときに、やはりある程度その食品を見て、ただドロツとしてやわらかいだけでなく、やはり食欲が湧くという見た目の良さのようなことが非常に重要なファクターだと。やわらかい食品であってもということで、食品としての形状を有するとは、いわゆる、これは加工食品のものでありますので、加工食品としてブロッコリーですとかホタテとか、そういったいろいろな食材があるかと思うんですけども、ある程度そういった形があって、食欲をそそるようなということで、一応規定したものでございます。

○森光部会長 この間、前回1回目が終わったときに、ここら辺、委員の皆さんと立ち話していたのが、意外とこのお送りいただいた資料の商品パッケージを見ると、逆に言うと結構、嚥下障害のためのちょっと味気ないパッケージと違って、しっかりと表に出るやつはおいしく見えるという言い方変なんです。そういう意味でいくとそういったイメージがあって、決して高齢者や障がいのある方だけではなくて、例えば体力が落ちていて、高熱で、私の胃が例えば自分自身自信がないときにこういったものができるような意味で、J A S規格がもし本当にこの表が表に出ていて、そういった商品が並んでいるのであれば、選択可能であるといいですねという話を実はしていたんです。

そういったときにやはり、なかなか概念的に皆さん伝わるかどうかというのは検討しなきゃいけないにしても、パッケージって意外と大事で、完全にドロドロなのに、これがそれこそブロッコリーのあれですと言われても、本当ですかというのはきっと売れないんだろうなんていう話はあって。ただ、使い方はJ A Sでこれを規格してもらうことによって、逆にこれはそういう嚥下障害のためのというのでは違うので、加工食品としてはあり得るであろうと。そういった意味で、やはり文言として食品のというのをきっと食べる。食べるも、食べる楽しみですよね。そういったのが伝わるというイメージで文言が残っていると、そういうふうに理解はしております。

お願いいたします。

○菊谷委員 日本歯科大学の菊谷ですが、この形を規定している分類でありながら、食品としての形状を有しているというふうにブレーキをかけてしまうと、どっちを求めているのかがよく。やはりブロッコリーでも、ドロドロのブロッコリーしか食べられない人向けの食品の基準のはずなのに、何かそのあたりが違和感を感じるのと、異味異臭というのは普通食品のこういう基準のときにつけるんですか。こんなものあったらとんでもない話のような気がするんですけども、これはなきゃいけない文言なんですかね。

○高崎規格専門官 まず、異味異臭につきましては、ほかのJ A S規格の中でもよく使っている規格基準の一つということです。当然と言えば当然なんですけれども。それとその形、食品としての形状を有するという部分、先ほど牟田のほうからもお答えしたとおりなんですけれども、例えばこういった介護食というものであったとしても、肉じゃがで、やわらかい肉じゃが、それがやっぱり肉じゃがとして食べようとする場合、ジャガイモの形としては残っている、わかるといったような部分というのが食べる側、食の楽しみといいますか、そういった部分としてはやっぱり必要なんではないかと。

実際、その利用される方等々のアンケートなんかを見ても、そこは結構高い比率で介護食に対しての要求事項として入っている結果もございますので、J A S の規格の中で通常有しているといいますか、食品としての形状という部分というのも規定したほうがよろしいんじゃないかということで、この規格の中では書いているというところがございます。

○藤谷委員 おっしゃっている意味はとてもよくわかるんですけども、そのときにこの言葉がそうなるか。例えば食品でいうと、左側のかまなくてよい食品も食品なわけですよ。ここで食品としての形状というところ……

○森光部会長 いや、そこは入っていないくて、舌でつぶせる食品までが形状ですね。

○藤谷委員 なんですけども、かまなくてよい食品も、食品は食品なわけですよ。なのに、かまなくてよい食品は食品としての形状を有さないでいいのかということ、つまり食品としての形状のことを、形ある食材の形状みたいなことを食品としての形状という言葉に置きかえていらっしゃるんですけども、それでわかるでしょうか。

○高崎規格専門官 かまなくてよいと区分される食品につきましては、通常、その特性を考えれば形状というものを有していないというのがですね。

○藤谷委員 形状というのは固形ということですか。

○高崎規格専門官 ええ、そうですね。というようなこと、それが通常で言いますと普通なんではないかと。かまなくてよい区分のものについて、ここの形状規定を入れるとなるとあまりにもハードルが高いというかですね。

○藤谷委員 形状という言葉について、例えば液体でもそれは液体という形状である、と思えるわけですが、ここでは、固いもののみを形状と呼ぶような意識があるので、ここで形状という言葉があるんですね。

○秋山委員 今の説明を伺っていると、一般消費者の立場からすると、例えばポタージュスープとかは食品の形状を有しているかという質問と同義だと思います。ポタージュスープはここで言う「かまなくていい食品」に入ってくると思います。そうすると、確かにそれは食品ですけども、食品としての形状を有しているかということですよ。

○藤谷委員 そうです。

○森光部会長 森さんに少しお伺いしたいのは、これが書かれているときに逆に、実際につくられているメーカーさんとして、僕なんか例えば、まさにこちらで書かれたやつで、舌でつぶせるを見て、まさにおかゆの例が段階的に載っているんですが、確かにその言われているとおりで、藤谷先生が言われているとおりに、形状が残っているからやはり、これは緑だったら、

もしかしたらこれはブロッコリーなのかなというニュアンス、実はそういうニュアンスの形状で捉えていました。なので、そういうものなのか、それともやはり形状と言われちゃうというんな考え方があって、ブロッコリーの花蕾が残っていてとか、そこまでの形状でという話なのかと。

○森委員 藤谷先生がおっしゃられた、素材の形状というわかりやすい表現のように、もともとあった、例えばブロッコリーという素材は当然のことながらああいう形を持っている、そもその形を持っているので、そういうことからすると素材の形状という表現がいいかどうかですけれども、強いていうならばそちらのほうが近いかもしれません。

食品としての形状といいますと、おっしゃるとおりで、ポタージュという形状もありますし、例えばマヨネーズという形状もありますので、これを食品としてののというと、少しその辺は表現を変えてみるなどがあってもよいのかもしれませんが。意図していることはよくわかっているつもりなんです、この場に参画をされていない方からすると、これはどういうふう読み解くのですかということになるのかもしれませんが。必要に応じて欄外に注釈を入れていただくなどがあってもいいのかもしれませんが。

○森光部会長 そうですね、規格なので、これで形状という捉え方がいろんな千差万別で起きてしまうと混乱を招くので、ここは……

○藤谷委員 いわゆる平仮名でいう「かたち」みたいな感じですね。

○松本食品規格室長 そこは今いろいろご意見いただきましたので、ちょっと書き方をどうするかというのはあるんですけれども、例えばその当該料理なり当該食品が通常提供される際の形状なのかわかりませんが、恐らくおっしゃっているニュアンスはそうことだろうというふうに思いますので、そういうような感じかどうか、ちょっとこれから検討しますけれども、そこはご指摘の趣旨を踏まえて直したいと思います。

それから、あとすみません、ちょっと1点、補足というか追加というか、冒頭、神山委員からそしゃく力の話がございましたけれども、ここはもともと意図しておりますのは、ちょっとこの書き方、またこれはこれで悩んでいたところもありまして、成人が有している標準的なそしゃく力よりも低いそしゃく力という趣旨で書いていますので、ちょっとそこはニュアンスが出せるかどうかはありますけれども、そこは書き方をもうちょっと工夫できるかどうか考えたいと思います。

○森光部会長 ありがとうございます。

どうでしょうか、このほか。

はい、お願いいたします

○神山委員 神山です。そしゃく力というのが力なのか能力なのかちょっと曖昧です、今のお答えでも。そこも含めて、誤解をしないような書き方にもしてできればありがたいと思います。

○松本食品規格室長 能力と力というのは、私なんかはほとんど同義と捉えているんですけども。

○神山委員 狭い意味で力と言ってしまうと、例えば、噛んだり握ったりした時に何キロの力を出しましたというのが力です。ただ、能力というのは、力は弱くても持続する場合とか、食品についても、必ずしもすごく固くて歯が立たないというものじゃなくても、ぐっとかみごたえがあるとか、なかなか壊れないとか、引きちぎれないものは食べにくいという部類に入るんですね。だから全体的な力の大小だけでなく、何か食べにくさとか、食品を崩す能力がたくさん要するという意味でのそしゃく力なのか、単に力の強さだけを言っているのかが私にはわからなかったんです。

○松本食品規格室長 むしろそこは、専門家の先生方にどちらの用語を使うのが適切かということをお伺いしたいというふうに思うところもあるんですが、ご趣旨からすると能力のほうが適切ということなんでしょうか。

○森光部会長 でも、実際の現場においては両方ではないんですか。そしゃく力及びそしゃく能力、文言を1つ加えるだけで。

○神山委員 もともと、そしゃく力と使われていましたよね。

○森委員 日本介護食品協議会としてでしょうか。

○神山委員 はい。そしゃく力はなかったですか。弱い力のかめる、容易にかめるという。

○森委員 当協議会としては、自主規格の中では、そしゃく力という言葉は使ってはおりません。定義で言うところの、例えばこのユニバーサルデザインフードという商品を定義する中で言うと、「利用者の能力に対応して摂食しやすいように」という表現をしています。

○神山委員 このかむ力は、どちらの意味ですか。

○森委員 能力のほうです。ですから私どもは能力に対応して、かむ力と言うと、おっしゃるとおりは何ニュートンというだけではありませんので、特に口腔内の状態が著しく変化をされる方々ですので、そういう意味からすると、私たちが思うには能力というふうにしたほうがいいように思います。強いて言うならばですけども。

○神山委員 賛成です。

○森光部会長 文言、ここもあわせて併記でもいいような気がしますし、丁寧なのはそんな感

じもしますし、力を改めてちゃんと能力に変えるというのは少しこちらのほうで検討させていただくということで。

○松本食品規格室長 能力だと高い、低いという言葉を使うことになりますけれども、その辺の抵抗感みたいなものというのはいかがでしょうか。

○菊谷委員 多分この、その下の説明を見ると、かめる食品としたり、つぶせる食品としたり、能力なんだかパワーなのかもうぐしゃぐしゃに使われているので、一個一個言い出すと何か注釈だらけになるような気がするのです。いや、我々の立場からするとですね。

つまり舌でつぶせる。つぶせたって、その後まとめられなきゃだめじゃないということと能力の話になるんですけれども、でも一個一個がそういう、医学的に言い出しちゃうと切りがない文言になっているので、私はこのままでいいんじゃないかなと。一般語として一般の方がわかる言葉であるので、あえて我々の言葉で言いかえると、かえって何か違う解釈をされてしまうような。ちょっと私はそう思います。むしろこれでいいのかなと。

○森光部会長 ありがとうございます。

お願いいたします。

○村瀬委員 ちょっと話が戻りますが、先ほどもあった食品としての形状について、今の話もかわりますが、一般的に、いわゆる食品の形状と端的なレベルで医薬品との形状の違いのような視点もあって、健康食品、サプリメント的なものは一般的に食品としての形状を有していないというふうに捉えられていることもあります。逆に言うと食品の形状とはそういうことを言いあらわしているという部分もあると思いますので1つの視点として参考にしていただければと思います

○森光部会長 お願いいたします、菊谷先生。

○菊谷委員 僕はやはりこの「食品としての形状を有している」は不要だと思います。というのは、こうやって弱い力でもかめるように、舌でもつぶせるように工夫をしていく中で、要は形状を有していなくても味とうま味があるというか、そういう食品であるべきで、これは固さというか、かみやすさの基準にのっとってつくっている分類なのに、形状を残せという何か相反するようなことを言っていてはちょっと。

JAS規格でこの食味・形状というこの行が、一般的にこういうものが入るのであるのかもしれないんですが、すごく違和感がこの行に、全ての表現に違和感を感じて。そんな異味異臭をあえて言う必要があるのかということや、形状の分類を言っておきながら食品としての形を残せと言っているような、この行全体が非常に違和感があるんですが。

○森光部会長 文言の使い方で、力に関しては何となく少し皆さんの意見が集約して、あとは残るのは形状ですね。特に形状で、確かにこれがあることによってJAS規格として邪魔になるかどうかというのが一番大きいところの話で、これがあるがゆえに形状に関する注釈だけでケアできるかどうかということに関して。

お願いいたします。

○神山委員 この4つの区分について、一番下だけ形状の基準を入れないというのをやめてしまって、4つとも一緒にしてはいかがでしょう。例えば食品としての味がよくて、異味異臭がなくて、形状を有する。そうするとサプリメントやちょっと医薬品に近いようなものは入らない、味やそれからにおいが食品としてどうかと思われるものも入らない、ようになるのではないでしょう。この区分によって形があるのではなくて、どの区分も食品として普通、自然な形であるという意味で使ってはどうか。

○森光部会長 多分、根底にはおいしく食べていただくというコンセプトですよね、前回も出ました、それがうまく伝わる規格の名前になってほしいところではあるんですが、文言は再度検討で、また委員会のほうにメールで回す形ですかね。

○神井食品製造課長 さまざまなご意見いただいたところでございますので、その点についてはご趣旨を極力反映する形で見直しまして、ご報告するような形にしたいと思います。

○森光部会長 ありがとうございます。

おおむね時間が来ていますが、まだ、これは大事な規格ですので、規格の中で今、力に関するところが少し見えてきて、あとはこの食味形状に関するところのカラムのところを少し考えると。まとめていく。そのほかはおおむねこの形で段階も理解でき、あとは実際につくられる業者の方がわかりやすいように、必要なことに関してはもちろんスマイルケア食品を通して、あとは注釈を入れて対応していくという流れで意見はまとまってきております。いかがでしょうか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。今、大事なところが出ましたので、本議論において結論としましては、おおむね収れんはしておりますが、結果的にそれを混乱するような形状のところは特に大きかったので、そこについてはこちらのほうと事務局のほうで再度少し直しまして、また結果につきまして皆さんにご意見をフィードバックして、メールの中ですみませんが返していただくという形にさせていただきます。あとはこちらのほうに一任いただくということで、よろしく願いできますでしょうか。

では、今回におきましてはこの議題は全て終了したとさせていただきます。円滑な議論、た

くさんのご意見、どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうへお返しいたします。

○高崎規格専門官 森光部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様方につきましては、2回にわたり活発なご議論をいただきましてありがとうございました。

規格（案）の文言につきましては、本日いただいたご意見等々も踏まえまして、修正する部分は修正した上で、また部会長とも相談の上、各委員の皆様方にメール等でフィードバックして協議させていただくというような形をとらせていただきたいと思います。

今後の全体的なスケジュールでございますけれども、そういった形で整理した上で、この議論の概要と原案につきましては、今後 J A S の調査会の総会にかけるという手続になるんですが、その前に調査会の会長であります阿久澤会長のほうに部会の内容のご説明をした上で、この規格制定案についてパブコメにかけて、その後、調査会の総会で審議するということで予定してございます。

以上をもちまして農林物資規格調査会の部会につきましては、本日閉会とさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

午後 3 時 4 9 分 閉会